

電力・ガス・食料品等価格高騰重点 支援給付金（追加分7万円）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい**住民税非課税世帯**や非課税世帯ではないが、令和5年中の収入が減少し**住民税非課税相当**の収入となった**世帯**を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**7万円**

※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

※※世帯内に平成17年4月2日生まれ以降の扶養児童がいる場合は児童1人当たり5万円を**後日支給**します。（お問い合わせ先：こども課 ☎079-435-2362）

給付金の支給時期

「支給のお知らせ」通知後、または不備のない「確認書または申請書」を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象者

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員が令和5年度の
「住民税が非課税」の世帯
(住民税非課税世帯)

非課税世帯ではないが、
令和5年中の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入
となった世帯(家計急変世帯)

基準日(令和5年12月1日) 時点
で播磨町に住民登録がある対象世帯に1月下旬以降順次、播磨町から案内文書を送付します。

案内文書には「**支給のお知らせ**（申請手続き不要）」と「**確認書**（申請手続きが必要です）」の2種類があり、手続きが異なります。

詳しくは裏面「I」へ

基準日（令和5年12月1日）
時点で日本のいずれかの市町村に住民登録があり、申請時点で播磨町に住民登録がある方

「**申請書**」等を播磨町ホームページからダウンロードしていただくか、重点支援給付金（追加分）担当までご連絡ください。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税が非課税の世帯（生活保護を受給されている世帯を含む。）

<「支給のお知らせ」が届いた世帯>（申請手続き不要）

- ◆対象世帯のうち、播磨町から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円/世帯)の給付を受取っており、かつ、今回の支給対象になっている世帯に送付します。

令和6年1月下旬から順次送付します。

- ◆記載内容に変更がない場合は申請手続きは不要ですが、記載内容に変更がある場合は、お問い合わせ先：重点支援給付金（追加分）専用ダイヤルまでご連絡ください。

注意：口座変更、辞退などには申出期限があります。ご連絡がない場合、支給に同意したものとみなします。 申出期限：令和6年2月13日(火)(郵便は播磨町役場着)

<「確認書」が届いた世帯>（申請手続きが必要です）

- ◆上記の「支給のお知らせ」が届いた対象世帯以外の給付対象世帯に送付します。（3万円を未申請の世帯、3万円を受給済みで世帯主を変更された世帯など）
- ◆確認書への記入、支給に必要な確認書類を添付のうえを、同封している返信用封筒にて返送ください。
- ◆確認書受付期限：令和6年3月15日(金)※当日消印有効
注意：確認書の提出には期限がありますので、必ず確認書に記載の期限までに提出してください。なお、期限を超えて到着した確認書については、一切受け付けできません。

II 令和5年1月から令和5年12月までの収入が減少し、世帯全員が「住民税均等割非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

- ◆「申請書」等は、播磨町ホームページからダウンロード又はお問い合わせ先：重点支援給付金（追加分）専用ダイヤルまでご連絡ください。
- ◆申請書等に必要事項を記入して、必要書類（収入(所得)のわかる書類及び本人確認書類等）を同封のうえ、提出してください。
- ◆申請書受付期限：令和6年3月15日(金)当日消印有効
注意：申請書の提出には期限がありますので、必ず期限までに提出してください。なお、期限を超えて到着した申請書については、一切受け付けできません。

※ 住民税非課税相当とは、年収見込み額（令和5年1月から12月の間の任意の1か月収入×12倍）が住民税非課税水準以下になることです。また、申請日時点の世帯に、令和5年度住民税が課税されている方が1名以上おられることが、要件となります。

虚偽の申請をした場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ先

【播磨町役場 健康福祉課】

電力・ガス・食料品等価格高騰重点
支援給付金(追加分)専用ダイヤル

 **079-437-0600**

受付時間 平日9時～17時（土日祝を除く）



給付金の「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」にご注意
ください！

自宅や職場などに国や県・播磨町の職員、委託業者などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

